

商店街 DX 推進事業情報サイト制作業務委託仕様書

1 委託業務名

商店街 DX 推進事業情報サイト制作業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日まで

3 目的

商店街がキャッシュレス決済の導入を推進する際に必要な情報をワンストップで提供する情報サイトを作成し、商店街におけるキャッシュレス決済の普及を図る。

4 委託業務の内容

商店街におけるキャッシュレス決済導入促進に関する情報サイト制作及び運用保守業務一式

(1) 業務内容

以下の条件に基づき、業務を実施すること。

①制作方針

- a コンテンツの内容やデザイン等については、受託者が企画・情報収集・制作するものとするが、適宜、埼玉県と協議を行いながら決定すること。
- b サイトの制作にあたっては、国、地方公共団体、国・地方公共団体の外郭団体、又は商工団体を発注者とするウェブサイトを作成した実績を持つ者を1名従事させること。
- c キャッシュレス決済導入に向けて商店街役員の行動を促すよう、意識啓発と必要な知識を提供するもの。
- d キャッシュレス決済について詳しくない人でも容易に理解できる内容とすること。
- e 商店街の個店の経営者の目線に立って、キャッシュレス決済導入の必要性やメリット等を分かりやすく伝え、キャッシュレス決済の導入意欲を高めるものであること。
- f 公開するコンテンツは、特殊なソフトウェアのインストールを行うことなく、インターネットを介して、多くのブラウザで閲覧可能であること。またスマートフォンのブラウザでの閲覧性に優れたものとする。
- g 取材に係る費用は委託料に含めること。

②役割分担

本事業における主な役割分担は次のとおりとする。

- ・コンテンツ内容の方針決定（発注者）
- ・コンテンツ内容の企画・立案（受託者）
- ・デザイン（受託者）
- ・ウェブページ制作（受託者）
- ・校正（発注者）
- ・更新作業（受託者）
- ・ウェブページ運用保守（受託者）

③コンテンツ

以下の内容を含めること。

| | |
|----|-------------------|
| 啓発 | ・キャッシュレス決済導入のメリット |
|----|-------------------|

| | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者のキャッシュレス決済の利用状況とそれを踏まえた店舗におけるキャッシュレス決済導入の必要性 ・キャッシュレス決済の導入における障壁とそれを解消する方法 ・キャッシュレス決済の導入における障壁とそれを上回るメリット |
| 知識 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済の種類 ・キャッシュレス決済端末の種類 ・キャッシュレス決済導入に必要な手続き ・キャッシュレス決済導入に必要な費用 ・キャッシュレス決済端末の操作に関する基礎知識 ・キャッシュレス決済によるレジのオペレーション（現金決済との比較を含む） |
| 事例 | 商店街におけるキャッシュレス決済導入事例 |

④ページ構成

- a 利用者が使いやすく、検索性・閲覧性に優れ、デジタルに苦手意識をもつ者が、目的とするページに容易にたどり着ける構成とすること。
- b 埼玉県が別に作成する動画（Youtube 「埼玉県公式チャンネル（サイタマどうが）」）を掲載するページを設置すること。
- c 埼玉県ウェブアクセシビリティ方針を参考に可能な範囲でアクセシビリティへの配慮をすること。（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0301/accessibility.html>）
- d サイトにグローバルナビゲーションを設置し、トップページを除く全ページに表示されるようにすること。
- e コンテンツの追加が容易に出来るよう想定し、埼玉県と相談の上、ページのフォーマットを作成すること。

⑤設計・運用保守業務

- a サイトの設計・制作、サーバへのインストール、テストサイト等による適正な管理に係る業務の一切を行うものとする。
- b 上記に示した更新のほか、サイト公開後に埼玉県から修正・更新の依頼があった場合には随時対応し、2営業日以内に作業を完了すること（ただし、大規模な修正・更新は除く）。
- c 更新の頻度は月1回程度とする。
- d 保守内容の報告は、月末締め翌月10日までに提出し、報告内容は、次のとおりとすること。
 - ・アクセス数（トップページ及び指定したページの日単位のページビュー数）
 - ・サイトが閲覧できなかった時間
 - ・メンテナンス実施状況（コンテンツ・システム）
- e 受託者は、埼玉県への業務進捗状況の報告を主な内容とした打合せを月1回以上開催すること。
- f 閲覧者のアクセス状況について、アクセスログなどのデータを随時収集し、分析するものとする

⑥Webサーバに係る要件

- a Webサーバは、受託者が用意すること。

b サイトデータのバックアップは1週間に1度、2世代を取得すること。

⑦対応デバイス

CMS で生成されるページは、以下のデバイス及びブラウザに対応すること。なお、動作確認はそれぞれの最新バージョンで行うこと。

a デバイス

- ・パソコン (Windows、MacOS)
- ・スマートフォン (iOS、Android)
- ・タブレット端末 (iOS、Android)
- ・携帯電話

b ブラウザ

- ・google Chrome、Safari、Firefox、Microsoft Edge

⑧アクセス分析

- a Google アナリティクス等により、当該サイトへのアクセス状況の把握ができるようにすること。
- b アクセス分析に必要なアカウントの取得等、必要な作業は受託者で実施すること。

⑨その他

- a 通信を暗号化 (SSL/TLS 暗号化通信) すること。
- b 次のログを3か月間適切に管理すること。
 - ・認証ログ
 - ・操作ログ
 - ・アクセスログ
 - ・イベントログ
 - ・通信ログ
 - ・エラーログ
- c SSL/TLS サーバ証明書 (DV) を導入し適切に管理すること。
- d 埼玉県ホームページ「<https://www.pref.saitama.lg.jp/>」のサブドメインとすること。
- e 各種ソフトウェアには、最新のセキュリティパッチを適用できるよう設計し、脆弱性が発見されるなどセキュリティパッチ適用の必要が生じた場合は、県と協議し適切に対策を施すこと。
- f サーバが攻撃を受けコンテンツが改ざんされるなどの被害が生じた場合、受託者は速やかに発注者へ報告の上、サイトを一時非公開とする措置を取ること。
- g 使用するサーバについては、ウイルス駆除ソフトが導入されていることが確認できるサーバ又は受託者においてウイルス駆除ソフトを導入することが可能なサーバを選択することとし、常に最新バージョンに維持して感染を防止すること。

(2) スケジュール

情報サイトの開設時期

令和4年7月～8月の期間

(3) 成果物

納品物は次のとおりとする。

- ・システム一式 (CMS 一式)
- ・デザイン設計書・デザイン案一式
- ・システム構成図 (サイト構成図)

- ・業務完了報告書
- ・議事録

電子媒体の成果物は「Microsoft Windows」で読込可能な CD-ROM もしくは DVD-ROM とすること。ただし、メディア納品が適切でない大容量データ等の場合は、埼玉県と協議のうえで納品手段を決定する。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課商業担当とする。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。また、著作者人格権は行使しないものとする。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本事業において制作したサイトの公開が終了する場合は、情報が残置されないようウェブサーバのデータを論理消去するものとする。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、次の項目を開示し、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - ・再委託の相手方の名称及び住所
 - ・再委託の相手方と受託者の関係性（資本関係、契約実績など）
 - ・再委託を行う業務の範囲
 - ・再委託の必要性
 - ・再委託の契約金額
- (3) 再委託受注者が更なる再委託を申請する場合は、6（2）に準ずるものとする。
- (4) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定め

られた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
(10) 企画提案書における質疑応答の内容は、仕様書の一部をなすものとする。